

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会記録

日 時 令和3年1月28日（木曜日）14時00分～16時44分
場 所 羽幌町議会議場
出席者 村田委員長、平山副委員長、金木委員、磯野委員、阿部委員、工藤委員、船本委員、小寺委員、逢坂委員、舟見委員、森委員
駒井町長、敦賀総務課長、宮崎町民課長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、高橋商工観光課長、鈴木健康支援課長、土清水健康支援課保健係長
事務局 豊島事務局長、嶋元係長
報 道 羽幌タイムス社、留萌新聞社

村田委員長（開会） 14:00～14:01

委員の皆様、また行政側の皆様、大変何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、本年度初顔合わせという方もおりますので、本年度またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催いたします。

今日の議題は、1つ目、地方創生臨時交付金の新たな申請予定事業についてのまず説明を財務課長、そして事業内容を担当の町民課長、それから商工観光課長から説明を受け、質疑、意見等を行いたいと思ひます。その後2番目のその他として、今後行われますコロナワクチンの接種についてのできる限りの流れとか説明を健康支援課長より説明をいただき、また質疑応答をして取り進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1番目のこれからの交付金の申請予定事業について、まず財務課長より説明をお願ひします。

1 地方創生臨時交付金申請予定事業について

説明員 駒井町長、敦賀総務課長、宮崎町民課長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、高橋商工観光課長、鈴木健康支援課長、土清水健康支援課保健係長

大平財務課長 14:01～14:03

委員の皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。本日は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画につき

まして、対象事業の追加など市町村単独事業分に係る最終の実施計画を2月1日までに提出するよう、先週の22日に留萌振興局から通知がありましたことから、追加で計画に登載し、実施を予定しております事業につきまして皆様にご説明をさせていただきたく、お集まりいただいたところであります。

お手元の資料1を御覧願います。4ページにわたり、これまで特別委員会並びに本会議においてご説明し、予算化されました単独事業につきましてそれぞれの執行見込みを掲載しておりますが、総括といたしまして1ページの上段左側、交付決定額（ア）の3億6,222万6,000円が一次及び二次で交付決定された額の合計となっており、その2つ右の欄、交付金対象経費見込み合計（イ）の3億5,688万5,000円が全事業の執行見込みとなっており、その右側の欄、差額（ウ）の534万1,000円が交付金の残額見込みとなっております。なお、追加で実施を予定しております事業費の合計は1,792万2,000円となっており、交付金残額見込みを大幅に上回っておりますが、国庫補助事業であります光ファイバー整備に関しまして整備延長が短縮になりましたことから、正確な事業費につきましては現時点では示されておられません、関連する単独事業費につきましても減少する可能性が高いことから、これらも考慮した上で予定をさせていただいたものであります。

以上で私から概要説明につきましてには終わらせていただき、追加実施を予定している事業につきまして資料2の事業一覧の掲載順に担当課長から内容をご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

宮崎町民課長 14:03～14:05

それでは、町民課所管の事業、2つの事業についてご説明いたします。

まず、ナンバー1のハイヤー運行支援事業（2回目）でございますが、昨年本交付金を活用しまして町内のハイヤー事業者2社に対し補助金を交付しておりますが、現在も厳しい状況が続いております。このことから、事業者の経営の継続と住民の交通手段の維持、確保を図るため、追加支援を行うものでございます。内容につきましては、1回目と同様、町内の事業者2社が所有する車両を対象としまして1台につき20万円を補助金として交付するもので、総事業費は140万円を予定しております。

次に、ナンバー2のバス車両維持管理支援事業でございますが、町内のバス事業者につきましても依然として厳しい状況が続いております、事業者が所有しております都市間バス及び貸切りバスに係る維持管理経費の一部を支援することで事業者の経営の継続と住民の交通手段の維持、確保を図るものでございます。内容につきましては、車両1台につき60万円を補助金として交付するもので、総事業費につきましては900万円を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

高橋商工観光課長 14:05～14:08

続きまして、3番目の飲食等事業継続支援事業につきまして、こちらにつきましては過去2回実施しておりますが、まだまだ新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会食等の自粛等により甚大な影響を受けております町内飲食店事業者に対しまして、固定費でありますカラオケ機リース代の一部を支援することにより事業継続を支援することを目的としております。事業内容につきましては、令和2年2月から令和3年1月までの1年間のカラオケ機器のリース代の20%以内、上限10万円を想定しております。対象者につきましては、町内飲食等事業者の19事業者を予定しており、事業費に関しましては190万円を予定しております。

次に、4番目の中小企業振興資金利子補給事業につきましてですが、こちらにも新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経営活動に甚大な影響を受けている中小企業者が借り入れております羽幌町中小企業特別融資制度に基づく資金に対する利息分、現に町のほうでも利子補給をしておりますが、それ以外で事業者が負担しております分について上乗せすることにより、雇用、事業の維持や支援策の活用を支援していきたいと考えております。内容につきましては、令和2年度の利子、利息分として本町が支給されている分を除いた分を想定し、事業費の総額といたしまして536万9,000円を予定しております。

次に、5番目の公共的空間安全・安心確保事業につきましては、公共空間での感染機会を削減したいということを目的に、不特定多数の町民等が利用しております観光施設での感染予防対策として、現在でも設置されておりますが、より感染機会を減らしたいということで非接触型の手指消毒液を配置するものであります。内容につきましては、非接触型の消毒液の設置17か所に対する経費で、事業総額は25万3,000円を予定しております。

以上です。

村田委員長

これで1番目の予定事業についての説明が終わりました。

これから意見、質問等を受け付けたいと思います。ある方は挙手願います。

－ 1の主な協議内容等（質疑）－ 14:08～15:59

磯野委員

3番目の飲食店の件ですけれども、飲食店の方々はまだまだコロナ禍から抜けられないということで、多分予想としては今年も次年度もなかなか厳しいのだろうなということで、こういう形で支援するということは大変喜んでおられるとは思うのですけれども、20%以内、上限10万、こ

の辺に関しては多ければ多いにこしたことはないのですけれども、多分普通の店で月5万ぐらい、そうすると年間60万ぐらいというふうな話も聞いているのですけれども、20%、10万にしたという根拠はあったのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。20%、10万という部分で、ほかの支援金同様10万円を限度という部分がありましたので、そちらに合わせる格好にはなっておりますが、リース機器に対しても各店によって月額が違うものですから、それを平均してならした段階で10万いくかいかないかの部分の限度ということにさせていただきました。

磯野委員 飲食店、今回はいわゆるスナックというか、カラオケのあるところということだったのですけれども、ほかに居酒屋だとかレストラン、もろもろあるのですけれども、その辺の飲食店に関してはそれほどの影響はなかったという、今回はそこが入らなかったというのはそういう判断だったのででしょうか。

高橋課長 お答えいたします。カラオケ機器のリース代としてということで今回上げているのですけれども、ほかの店に関しましてはその辺の部分がかかっていないのと、リース代に関しては固定費としてお客さんが来ても来なくてもかかる部分があるということで、そこを中心というか、そこを想定して今回10万円限度にということで想定しております。

磯野委員 カラオケの部分、いわゆるスナックだとか、そういう部分に関しては分かったのですけれども、今後飲食店の中のレストランだとか、そういうところも次年度もかなり厳しいのだろうと想定するのですけれども、それに関して例えば具体的に何らか、これからそういう事態になったときにどのような支援策というのは考えているのでしょうか。例えば1つは、留萌市なんかでやっている水道料金基本料金無料化だとか、そういうことをしている市町村もあるように聞いているのですけれども、その辺の考え方としてはいかがですか。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:12～14:12)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大平課長 様々な支援の部分がありますので、担当課長のほうからということもあるのかもしれませんが、一応取りまとめ等々をしている担当部署としてちょっとお答えさせていただきたいのですけれども、現時点では一次、二次、本日の中身としては一次、二次の部分をまずは使い切る形で、なるべく支援が必要なところに支援が回る形でいきたいということで、各課にこれまで検討していただいた分を今回予算化をさせていただきたい、事業としてさせていただきたいということで本日上げさせていただいています。今後につきましては、多分国の三次の補正が本日通るだろうというふうに言われております。こちらのほうの金額を見ながらですとか、そういった部分で使い方も、年度末に来ますので、どういった形で使えるのかはまだはっきりしていないので、何とも言えないのですけれども、その辺の入ってくる基金の部分の大きさですとか、今大変なところの部分をごくまで応援できるかという部分は、ほかの事業者もありますので、その辺のバランスを見ながら各課でまた話し合いをしながら、どこに重点的に配分するかという部分もまずは内部で話をさせていただいた上で改めて、方向性が決まった国の三次のほうの補正の額ですとか、要綱の中身で今年度どこまでやれるかとか、繰越しがどうやってできるかとか、はっきりした段階で改めてまたこういう場をつくらせていただいて、ご説明をさせていただいた上で事業を進めたいというふうに考えております。

逢坂委員 私から何点か質問と確認をさせていただきます。まず、今回新しくというか、追加の交付の関係で実施計画の中でタクシーとバスの支援ということでそれぞれ金額が上がっているのですが、この対象期間、要するに算定期間というのはいつからいつまでをある程度算定して例えば140万なり900万なりの金額に設定したのか、ちょっとそこを教えてください。

宮崎課長 お答えいたします。算定期間という部分では、私どもで年間の運賃収入

の状況を聞いておりました、それでバスの場合ですと年間かかる維持管理経費を聞いております。それと、タクシーにつきましては1回目の交付金事業で同様の補助金を交付しているのですけれども、その後においても、運賃収入といいますか、その状況が芳しくないということから、内容につきましては1回目の内容に準じて今回上げさせていただいているというような状況でございます。

逢坂委員

ちょっと分かりづらいのですけれども、3番目の例えばリース代については令和2年の2月から令和3年の1月までの1年間というふうな算定をされて、20%ですか、19事業所に支援しますと。ただ、今課長の説明では雑駁、どこがどういうふうにして足りなかったのかというのがなければ、支援をするというのは確かに分かるのですけれども、そういう期間がいつからいつまで、だから去年のいつ頃から。これ1回支援しているわけですよね、同じ金額なり、バスもそうですし。ですから、そういうものをきちっと参酌して分析した結果、この期間中は収入が減であったということから、今回もこれだけの金額を支援をするのだ、交付するのだというのなら分かるのですけれども、先ほどの答弁であれば、何の根拠もなく、少なくなっているだろうなということで支援をするのだというふうに私は聞こえるのですけれども、もうちょっと詳しく。

宮崎課長

お答えいたします。まず、都市間バスにつきましては、昨年3月から12月の部分の運賃収入ということで事業者のほうからも聞いております。それで、その内容につきましては、前年同時期と比べまして都市間バスですと54.4%の減、金額にしますと1億1,500万、貸切りバスの部分については同じく昨年3月から12月の部分で申し上げますと、前年同時期との比較で37%の減、金額にしますと3,600万ほどというふうに聞いております。このような状況を踏まえまして、これらに対する一部支援ということで、都市間バスの部分でいいますと維持管理に係る経費、それらを見込んで1台当たり60万円、その15台ということで積算をしています。それと、ハイヤーの部分につきましては、具体的な数字が1社からしか見えていないのですけれども、そこの部分で申し上げますと、令和2年3月から12月の運賃収入実績ということで、前年の同じ時期と比べますと20%の減と、それと金額につきましては420万ほど減っているとい

う状況を聞いておりますので、その一部を支援するという事で考えております。それで、保有車両1台当たり20万円を追加で支援をしたいというところでございます。以上です。

逢坂委員

大体分かりました。それで、次に移りたいのですが、この実施計画のほうでなくて、資料1で頂いた先ほど財務課長が説明されたほうなのですけれども、これまで一次、二次の事業でいろいろとやられてこられました。その中で、交付金経費の見込額、これは使う額だと思うのですけれども、3億5,688万5,000円、ずっとこちらの資料を見ていくと、例えば2番のマスク等購入事業では584万5,000円、一つの例を挙げると。それから、12番の消費活性化事業も780万5,000円。次のページをめくっていただいて、都市間バスも600万はまだ未執行ということでもいいのか。それから、次のページで3ページですか、43番の指定管理事業者事業継続支援事業です。これたしか3,000万だったと思うのですが、1,248万6,000円ということ減額の数字で三角、減額ということになっているのですけれども、これらの数字、金額について未執行ではないと、あくまでも今現在が例えば1,200万なり、それらを使っていないと。議会では3,000万支援するという事で承認されて、前のあれ見るとそういうふうになっているのですけれども、そういう解釈でいいのか、これを全て減額するのか、その辺をちょっと確認します。

大平課長

お答えいたします。こちらのほう、差額欄、右側なのですけれども、これにつきましてはその隣のG欄の交付金申請という形で、それは当初予算を組ませていただいた部分になっておりまして、これぐらい執行できるだろうという見込みの中で動いていた部分で差額が175万円、これについては交付金は75万使う予定だったのですけれども、このままでいくと残るであろうと。今回積算というか、事業をどうするか考えるに当たっては、まだ動いているところが多々あります。ただ、動いているところが全額執行見込みで事業費を立ててしまいますと、どうしても後で執行残が出てしまって、交付金が満度に使えなかったという危険性もありますので、今回間違いなく支出済みの額ですとか、今後若干使うかもしれないという部分の最少値でまず組ませていただいております。ですので、物によってはマスク購入等、これにつきましては基本的にはこの部分で

終わるというふうには考えておりますが、そういった意味でいけば、この部分584万5,000円については執行残ということで後ほど減額ということを考えております。

基本的には全事業そういう形で考えておりますが、先ほど1つ、指定管理者の事業の部分、事業者に対する支援ですけれども、これにつきましては三角ついておりますが、基本は3,000万を支援したいと、この部分でいくともともとは赤字見込みがこれより多くて、7割、3,000万を上限ということで支援しますという形で行っております。たまたまもともと支援する期間、ここの部分で事業者の部分の売上げが多くなりましたので、基本的には赤字全額の支援という形になりますと赤字補填という形になって交付金を充当することができません。もともと赤字額の7割、3,000万を上限としてやっておりましたが、先ほどご説明しましたとおり、売上げがそれなりに伸びた関係でそんなに赤字がなかったと、収支のバランスがそんなに悪くなかったということで、交付金活用できるのがもともと予定しておりました7割ですので、交付金側が1,751万4,000円、ただ議会のほうにもご説明をさせていただいて、支援をとという話もさせていただいておりますので、ここについては交付金の対象からは外させていただきますが、財源は一般財源等を使ってこのまま支援ということを現時点では考えております。以上です。

逢坂委員 それであれば、3,000万の支援というのはこのまま、例えば3月31日までなのか、その期限は分かりませんが、この部分の3,000万という部分については一般財源を使ってでも支援をするということで、それでいいですか。

大平課長 お答えいたします。基本的に支援ということで、先に支援金の支給も終わらせていただいております。ですので、このままで基本的には財源更正で一般財源という形にして、3,000万円については変更しないような形で考えております。

逢坂委員 分かりました。それで、三次補正がまだはっきり、席に帰るのがあれなので、申し訳ないのですけれども、マイクないものですから、三次補正について私の提案というか、あくまでも提案なのですが、もし三次補正

で羽幌町に幾らかのお金が来たときにぜひ整備してほしいものが1つありまして、これは何かというと、パルスオキシメーター、酸素飽和度を測る器械なのですけれども、医療機関あるいは救急、消防隊とか、あるいは療養施設等においては結構今普及して、国のほうもどんどん貸出しするとかというふうになってきて、これからコロナのほうも私はまだまだ終息することはないだろうと、例えばワクチンをこの後やるのですけれども、ワクチン接種なりしてもです。体温計ということで、一家に1台ぐらいは体温計所持はしています。酸素飽和度を測るパルスオキシメーター、これ実を言うといろんな意味で、スポーツやられる方は知っていると思うのですけれども、心拍を測ったり、肺の中の酸素濃度を測る器械なのですけれども、金額はピンからキリまでであるのです。2,000円から、高いものであれば2万とか、2万なんかは医療機関が使う機器ですから、普通であれば二、三千円で買える機器があるのです。これをぜひ一家に1台、他町村に先駆けて、1,500万ぐらいで全世帯買えますので、安いやつだと1,000万ぐらいで買えますので、私の提案として、三次補正組むときにそういうこともぜひ頭に入れていただきたいというふうに思います。それから、前にちらっと言って、そのままあれだったのですが、防災関係の今回の三次補正では国土強靱化、これも言われております。3つの柱の一つです。1つ目が新型コロナウイルスの感染拡大防止、それから2つ目がポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現と、それからもう一つが防災、減災、国土強靱化の推進などの安心、安全の構築ということからいうと、私前回相当前に、一番最初かな、言ったと思うのですけれども、防災グッズ、リュックです。防災リュック、これをぜひ、こっちのほうが高いのですけれども、これも検討していただきたいということを提案をします。この2つをできればどちらか三次補正のときに、お金を支給するのもいいのですけれども、健康あるいは災害、それらに対処することも今回の国の指針に入っていますので、ぜひご検討をされるようお願いをして、私の質問は終わります。

敦賀課長

お答えいたします。提案ということで今委員さんのほうからご提示あったのですけれども、今後三次補正のほうがどのような内容になるかちょっと分からないのですけれども、検討材料の一つということで、全体の事業のバランスもございますので、どういうことができるか分からない

ですけれども、おっしゃられた内容につきましても一つの材料として検討といいますか、させていただきたいとは思っていますので、よろしくお願いいたします。

逢坂委員 最後ですけれども、ぜひ検討の中に入れてください。以上です。ありがとうございます。

金木委員 何点か質問させていただきます。追加事業5つ、説明を受けました。それぞれ内容を聞きましたところ、それぞれしっかりした理由もあって選定したのだなというのは理解しつつも、金額も約1,800万円ということで、あれもこれもと言えるような金額でもないのかなと思いますけれども、この5つを決めた選定に当たって、どのようにしてこの5つになったのかなという気がするのです。町内を見て、本当にまだ支援が必要だというところを担当課内だけの検討であったのか、1番から4番は商工観光業関係、5番目は感染防止の衛生関係の事業ですけれども、例えば商工観光関係であれば町内でいえば商工会等と協議しながら、ぜひともこういう方面への支援をとというようなことで検討だったのか、そういうことは関係なく担当課内だけの検討だったのか、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。商工会等とはいろいろと協議はしたのですけれども、今回この2つにしたというのも、取りあえず何をやるにしてもやっていないところとやっているところといろいろと事業者によって違う部分もありまして、ほかにできることはないかということでいろいろ協議はしていたのですけれども、今クーポンが終わった段階で、次ということで、あと残っている部分に関してこれはできるのではないかとということで飲食店と中小企業のということで2点のほうを設定させていただきました。

金木委員 先ほどの質問にもありましたけれども、例えばカラオケがある、ないだけ、設備がある、ないだけの判断で決めたということになるといろんな声もまた聞こえてくるのかなと思いますけれども、そういった声も今後の方向の検討課題の一つとして、三次補正の話もありましたので、ぜひとも協議を重ねていただきたいと思います。あと、5番目につ

いてですが、非接触型の消毒液、一般的に考えたらこの入り口とかにあるあいう消毒液なのかなと思いつつ、でも金額的に見たらちょっと大きい金額だなと。観光施設関係で17か所と言われても、17か所もあつただろうかという気もしますので、どういったものなのか、そして全部言えとは言いませんけれども、三、四か所、主立ったところをちょっと言ってほしいと思います。

高橋課長 お答えいたします。こちらに関しましては、現時点では消毒液自体は置いているのですけれども、それはプッシュしてということで一回触らなければならぬということで、より触る機会を減らすということで、今考えているのがフット式の足で踏んで消毒液が出るというものを考えております。それで、17か所というのも、バラ園のトイレであったり、サンプラのトイレであったり玄関、あとはエレベーターホールであったりということで、人が触るであろう場所の手前に置くということで17か所設定しております。

金木委員 分かりました。それと、今後の話ということにもなるのかもしれませんが、この間公式には言われていないにしても、町内の高齢者施設や学校関係でもPCR検査を実際受けたという話も聞いています。その状況というのは、今全国的にもそんなに多くはないかもしれませんが、公費で自治体の予算でPCR検査を実施をするということをしているところもあると聞いていますが、現在この羽幌町内でPCR検査を何人受けているとか、そういった情報というのはまだ公表はできないものなのかどうか、その辺はどこまで町はそういう情報をつかんでいるのか、明らかにできる範囲でお願いしたいと思います。

鈴木課長 お答えをいたします。PCR検査を受けたというだけであれば、町にも情報はなです。以上です。

金木委員 PCR検査についてですけれども、年が明けたので、去年の9月15日付、厚労省からの事務連絡で一斉、定期的な検査の実施を各自治体に促しまして、また11月19日付の事務連絡では高齢者施設等で感染者が出た場合、入所者と職員の全員を検査するように要請するような文書が全国、都道

府県を通じてなのか、町には保健所から来るのか、その辺の通達も出ているということを聞いています。自治体によってはこういうことも受けて、任意でと言っているのか、市町村独自でPCR検査に対する補助もしているところがあるのですけれども、今後羽幌町でこの件について何か考えをまとめているとか、これから検討するとか、そういう状況なのかどうか、もし説明できるのであればお聞きをしたいと思います。

鈴木課長

お答えいたします。羽幌町として検討した経緯はございます。ただ、PCR検査と一口に言いましても、そのときの状況が反映されるだけであってという部分もありますので、何回もといたしますか、例えば半年、1年間という、例えば月1回とか、そういうスパンでやらないとなくなるといふようなところもございますし、それとあと町内ではPCR検査をやるような機関がないということも踏まえて検討しましたが、断念をしたというところでもあります。ただ、高齢者を抱えている施設等においては、それぞれでそれぞれの交付金を使っていろいろ考えがあるのでして、まだ具体的には決まっていないのですけれども、PCR検査のキットを買っておいてというようにあるように聞いておりますので、それぞれが工夫をして検討しているという状況であります。ただ、町においては今現在のところ、一旦検討しましたが、そういう状況でありますので、現在のところやるというようなことは考えていない状況であります。

金木委員

今後について、羽幌は現在そんなに目立った動きはない。はっきり言うのもなんですが、ほかの地域に比べてまだそれほどの危機的な状況にはなっていないのかなと思いますけれども、今後の状況によっては、例えば本州などでは緊急事態宣言が出されていないような地域のまちでもPCR検査の自治体補助、支援をしているという状況もあるようですので、今後に向けての検討を続けていってもらいたいなと思っておりますが、今後についてもまだ今の回答だけということでしょうか、お願いします。

鈴木課長

お答えをいたします。先ほど答弁したとおりですけれども、いろいろそれぞれの施設で当然考え方あるかと思っておりますけれども、例えばですが、風評被害ですとか、そういういろいろなもろもろございますので、こち

ら側がやってくださいとかというようなところも、こちらから強制できるようなものでもないので、高齢者施設の側とそこは連絡といいますか、そういう部分を密にして検討していきたいというふうに思います。

磯野委員 今のPCR検査の件で関連してお伺いします。PCR検査のほかに、簡易的な抗原検査もあるのでないかと思うのですが、その辺に関しては簡易キットを用意するだとか、そういう考えもないということでしょうか。

鈴木課長 先ほどと同じ答弁になるかと思いますが、それぞれの施設で例えばキットを用意するというものがPCR検査のキットなのか、抗原検査のキットなのかというところになるかと思いますが、町としてはPCR検査か抗原検査かというところを問わず、今現在のところそのような検査というような考えはないというような状況であります。

磯野委員 今のところは考えないということなのですが、ぜひ今後考えていただきたいと思っています。というのは、例えば飲食店の方々からもそういう声が聞こえてきたのですけれども、無症状とかという場合もあるので、せめて自分たちは職場の中で検査した結果陰性ですということをまずは示したい。常にそういうことで、1回で済まないというのはそのとおりなのですが、何回も受けられたら、自由に受けられるようであればそういうふうに定期的に受けて、自分の旅館は従業員全部検査しています。今のところ陰性ですよというふうなものも示したいのだという話も聞いたことあるのです。それも一理かなと実は思うのです。そういう意味で、町で例えば希望者に対してはある程度検査料も補填して、自由に受けれますよという形にならないのかということなのですが、その辺に関してはいかがですか。

鈴木課長 お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、町内にそのような検査をする機関がないというところもありますし、例えば民間でやっている、都会なんかはPCR検査センターとか、あと民間の事業者がやっているという部分もございますけれども、その辺の部分がどこまで信用性があるのかとかというのも実態として把握しておりませんので、町

がというような部分については現状では難しいかなというふうに考えております。

磯野委員 テレビ等でもいろんな報道番組なんかでも、全て全国民すべきだという人と、それをやってしまうと医療機関がという方も、いろんな意見があるのですけれども、その意見の中の一つに、無症状という人が非常に怖いのだと、そういう人は知らないで、自分が無症状で、菌を持っていて陽性にもかかわらず無症状なので、あちこち出歩いてうつしてしまう。そういうことを考えたときに、検査をしておけば、無症状だけれども、陽性ということであれば、例えば病院行かなくても自宅でお医者さんと相談して自宅療養するだとか、いろんな方法が出てくるのだろうと。特に羽幌の場合両島を抱えて、これから観光シーズンに向かうので、先ほどの話になりますけれども、せめて私たち客を迎える側がちゃんと検査をしておくというのが非常に重要なツールになるのではないかなと、これから観光に向けて、渡航に対してぜひ来てくださいというのか、渡航を自粛するのかという、その判断するときに非常に大事なツールだと思うのですけれども、今後そういう方向で何とかいけないものか考えていただきたいのですけれども、その辺はどうですか。

鈴木課長 先ほども金木委員の答弁のとき申し上げましたけれども、全く検討をやめるということではなくて、というふうに言ったつもりはないので、検討自体は進めてやっていきたいなと思っておりますけれども、現状といたしましてはという表現だったつもりでありますので、ご了承をいただければというふうに思います。

磯野委員 町長に伺いたいのです。そういう意味で、さっき私が言った意味で、これからぜひ次年度はなるだけ観光客に来てほしい、そういう意味では自分たちもちゃんと検査をしてという思いなのです。その辺は、町長はどのような考えですか。

駒井町長 町長の意見ということでございますので、私からしますとおっしゃるとおりだというふうには思っております。ただ、いつも申し上げているとおり、マスクをして手指消毒、手洗い、かからない工夫と、そしてうつ

さない工夫ということをやっていると、当然人から人へうつるので、島にいらっしゃると、磯野委員のことを言うわけでないですけれども、出て歩かなければならない人は当然そういうことが必要になってくるでしょうけれども、島にいらっしゃる方については逆に言うとうつる心配がないだろうと。ただ、ほかから入ってくる人もいらっしゃるので、もらわないとは限りません。そういう中でやることは有効だというふうには思いますが、また反対から言いますと、先ほど課長も言いましたとおり、道内でこれだけ感染が終息しないといえますか、はやっている中で、PCRの検査するところと結果を出すところの忙しさというのが大変手が足りないというような状況らしいです。それで、去年のうちに10月か、10月より前だったかと思えますけれども、留萌保健所のほうも、これも保健所に確認したわけではないですけれども、情報としては札幌あるいは札幌近郊の都市に人手が足りなくて出ているというような状況もあったようにも聞いております。そんなことからいいますと、やっってはっきりさせるということは悪いことではないですけれども、逆に言うとそのことをしていないのかというようなことにもつながりますし、昨日か一昨日のテレビの報道でしたけれども、ある小さい医院で、専門ではないのですけれども、そういう検査等やって、患者にうつさない、そして安心してかかっていたきたいということで、病院ですから、大きいところではないようすけれども、そういう検査を一生懸命実施していると逆に、患者さんといえますか、病院に診療に来た人はコロナ扱いするのかと怒られたというような逆の話もテレビではやっておりました。ですから、非常に裏表で難しい部分もあるのではないかというふうに思います。私の考えはそんなところで、よく皆さんにご理解いただけるような答弁にはなっていないかもしれませんが、課長が申しましたとおり、今後そういった体制についても、道立病院ができるのか、保健所ができるのか、またうちの担当の健康支援課でキットを買ったらできるのか、そういったことも国・道の指導の下にできることが増えてくれば、またそれに対する対応ということは、当然担当の者は相談に来ますので、そういったときにはよく話を聞いて、必要なものは必要なときにやっていきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

森 委員

PCRの今の関連なのですけれども、そもそも論として、国のほうが言っているのは、陰性証明的なためにPCR検査をとすることは認めていません。要するに国が全額補填して、2万幾らですか、例えば公立病院のほうでやるということは国は認めておりませんので、やるとしたら、先ほどちょっと言った民間のほうで、今郵送で二千幾らとか三千幾ら、かなり精度について不安視する向きもあるので、やるとしたらそれしかないという前提で話を進めていかなければならないと思っております。これはいろんな考え方が、テレビ等でも毎日のように連日いろんな考え方をしていますけれども、PCR検査を仮に、正確でCt値がすごく高く、かなり感度がよ過ぎて疑陽性も出るというような批判もありますけれども、したところで今日の今のその時点では陰性だということを認めるだけの話で、あした、あさってはどうなのだということは何の保証もないわけですから、逆に心配されているのは、今ワクチンをどんどんやろうという中で、陰性証明を取ったからといって、一番心配されている飲食等の中でどんちゃん騒ぎをするようなことを誘発するのではないかということも同時に心配されています。この辺はいろんな考え方があるのだろーと思えますけれども、少なくとも陰性証明を認めるということは国、つまり国の政策にのって町の予算をつけてやるということはそういうことでは難しいということをおもっていますので、その辺の事実関係を、これは私の知識ですから、課長のほうから確認の意味で答弁いただいて、次の政策提案に動かしてもらったほうがいいと思っておりますので、あえて質問させていただきます。

鈴木課長

お答えいたします。森委員おっしゃるとおり、公的機関につきましてはそのような任意の検査については受け付けていないという状況でありますし、そこはそのとおりだと思いますし、あと民間でやっている部分については、例えばその中で陽性が出た場合はさらにやり直すというような検査の方法を取っておりますので、あと先ほど自分も申し上げましたけれども、やったときの部分しか反映しない検査でありますので、例えばそのとき陰性だったとしても、その次の日、その次の日がどうなのだというのは当然保証できないものでありますし、ですからそういう意味でも、例えば公的な予算を投入するという部分がなかなか難しいという側面は正直あるかというふうに思っております。あと、さっき町長も

申しましたけれども、状況が変わって、例えば国、道なりからいろんなものが出てきたときにはそういうような国の指導に基づいて、国なりの交付金等を活用した中で考えられるのかなというふうに思いますけれども、今現状では森委員おっしゃるとおり、ちょっと厳しいかなというふうな率直な感想を抱いております。以上です。

森委員　　そういうことなのだろうと思います。いずれにしても、国・道のほうでワクチン接種と同時にまたさらに広げるといふ政策の転換があつて、PCRを進めるようにという流れになったときにはいち早く手を挙げて、特に離島なんかを優先して進めるようなことをその時点で考えるべきだと思いますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。終わります。

小寺委員　　まず1つ、質問の前提でお伺いしたいのですが、今回日程が詰まっているということで、今日もいろんな意見が出たのですけれども、それをきちんと2月1日までに検討して反映するというところでよろしいでしょうか、反映できるということで思っているのですけれども、いかがでしょうか。

大平課長　　お答えいたします。検討、反映という部分、ここで今委員さんたちから追加でということがあった場合に、物によっては持ち帰って検討となるかもしれませんけれども、基本的にはまずはこの5件でいかせていただければというふうには考えております。

小寺委員　　毎回なのですけれども、あまりにもぎりぎりで、修正も追加もできない状況で説明されて、今回に関しては議決案件ではないので、補正が絡むわけではないのであれですけれども、毎回本当にぎりぎりで、これでいきますということで、自分も反対した経緯もあります。今回に関しても、今日は28日で、1日には出さなければいけない。3日間しかない中で何でこの時期に、もっと早い時期に開催できなかったのかなというふうに思います。確認なのですけれども、道から22日、先週の金曜日に連絡があつて、慌てて今回コロナ関連の特別委員会を開いたということですがけれども、22日に連絡来る前には分からなかったことなのではないでしょうか。

大平課長

お答えいたします。コロナのこの交付金に関しましては、当初私たちが、国のほうから来ているQ&A等もそうですけれども、基本的には一次交付、二次交付、最終的には国の補助事業の裏に充てる三次の部分の交付と、その三次の交付のときについては二次の交付の残額も含めて交付決定をいたしますので、それに併せて三次のときに最終的な変更と中で交付金の異動等も可能ですよというものが届いておりました。ただ、年末になりましても三次の交付決定が来ないと、そういう状況で、私たちのほうとしても振興局のほうには事あるごとに三次はいつになるのでしょうか、それが決まらないと追加等々の部分もどうするかが判断できませんということはずっとこちらのほうからも話はさせていただいておりました。振興局のほうからも、本庁のほうに確認はしているけれども、なかなか進捗が見えてこない。来ていたのが三次ということになっていた国の補助の部分についても、光ファイバー等々の部分で決定がずれ込んでいるのが多いので、もしかすると3月になるかもしれないと、申請についても2月以降になるのではないかとというような、まだまだ先ではないかというようなお話は来ておりました。こちらのほうとしても、基本的にこの執行残等については何回も担当課のほうには執行状況どうなっているのだという形は確認を取らせていただいて、あと使えるような金額は幾らぐらいなのかというのは押さえながら、各課のほうにも、今回小寺委員言われたように毎回出すたびに、期間がない中で中身を決めて、これでいかせていただきたいとお願いしていましたし、先ほどおっしゃられたとおり短過ぎるとのご意見もいただいておりますので、出たら通知が来次第すぐやれる形で追加の事業は検討しておいていただきたいという形では各課のほうには振っております。ただ、その中で突然22日の午前中、昼ちょっと前ぐらいですかね、メールが来まして、これについては1日だと、道から国に出すのが10日が期限になっているので、1日は厳守だという形が来た状況になっております。ここで理事者等々の日程もございますし、各課からの取りまとめ、そういう形もありまして、総務課長のほうから議会の局長のほうに日程調整等々もお願いしながら動いた結果、今日という形になってしまった部分です。期間がないということにつきましては、本当に何度も指摘もされておりましたので、私たちとしても心苦しいなどは思っているのですけれども、そういう流れで通知が来たということをご理解いただければと思いま

す。

小寺委員　　ということは、道から22日に突然連絡が来て、羽幌町としてはびっくりしたということではないのですか。道が急遽早めたということで、道はこの何課が担当なののでしょうか。そんな急に、1週間しかない。ほかの町村もですよ、同じ条件で連絡が来ているわけだから、みんな慌てていると思うのです。でも、道はそれより前もって、最終的な国の締切りは決まっているわけだから、道が急に22日に1日が期限ですと、どう考えても自分は納得いかないのです。どこが担当しているのでしょうか。

村田委員長　　暫時休憩します。

(休憩 14:59～15:00)

村田委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

大平課長　　お答えいたします。留萌振興局、担当しておりますのが地域政策課になりますけれども、地域政策課から来たのが22日、国のほうから都道府県宛てに通知が来ているのが1月20日付で国のほうから道のほうに通知が来ているという形で、書類的にはそういうふうになっております。

小寺委員　　それでは、町は本当に22日までは把握していなかったということではないのですか。道は1月20日までに把握していたけれども、町に連絡が来るのは22日、2日しかないということですか、2日で、でもリミットは決まっていたわけですよ。そこは言ってもしょうがないのですけれども、何を言いたいかというと、もっと早く情報が出た段階ですぐ動けるような、もしそれがなくても締切りは決まっているわけだから、前もって年末年始にいろんなことはないでしょうかという委員会も開けたかなというふうに自分は感じていますので、ぜひ次回からよろしくお願ひします。続きまして、内容についてお伺ひしたいと思ひます。まず、3番です。何でカラオケ機器ということに限定した支援を考えたのでしょうか。

高橋課長　　お答えいたします。これにつきましては、家賃とカラオケということと以前から協議していた部分ではあったのですが、家賃に関しては、前も

言ったかもしれないのですけれども、持家とかでやっていらっしゃるところもあるということで、その辺で検討し続けていたということで、今現状になっても飲食店、特に夜の飲食店に関しましてはまだお客さんのほうも少なくということで、まだまだ続いているということもありまして、そこを踏まえて考えると、カラオケという部分ではその部分については大体皆さんリースしているでしょうということもありまして、カラオケのリース機器代について上限10万という形で、ほかのその他の支援金に合わせたような格好で設定させていただきました。

小寺委員 飲食業者ということで、羽幌ではカラオケに特化したお店もあると思うのですが、そこは対象になるのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。あくまでも飲食店等の継続支援事業の中でやっておりますので、カラオケに関しましては娯楽業という部分でございますので、そちらのほうは入っておりません。

小寺委員 自分は、特にカラオケの機器リースということで、対象者が飲食業者ですけれども、リースしていること自体は変わらないですし、例えば飲食店では1台のリースですけれども、カラオケ店でいくと部屋ごとにリースしているので、もっと固定費がかかっていると思うのです。前年のも含めて売上げも落ちている業種かなというふうには思うのです。その辺もしカラオケのリースということであれば、飲食店にかかわらず、娯楽であろうとカラオケ機器があるところ、きっとそこしかないと思うのですけれども、そこも範囲を広げて、もしかしたら機器1台掛けるという台数で支援することも必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。そちらのほうも考えてはいたのですけれども、あくまでも飲食店の事業継続というところで、飲食を主としてやっていらっしゃるところで固定費としてカラオケリース代というのが、先ほども言いましたけれども、お客さんが入っても入らなくても決まった額出ていくということで、それは去年からも下町の方々からもご相談は受けておりましたが、先ほど言ったように月々の契約額がばらばらというところ

もありまして、その辺は検討させていただいていた経緯がございます。今おっしゃっていたカラオケ店に関しましては、それが主としてやっている事業者ということで、飲食店等の継続支援事業の中には対象とはなっておりませんので、そちらのほうは今回外させていただく格好になりました。

小寺委員　これは、あくまでも事業名としては飲食店等ということで入っているから、飲食店だけということになるのは分かります。ただ、同じくカラオケの機器リース代ということで上げているのですから、新たな事業として展開することも考えられるのではないのでしょうか。それが飲食店等の中にうまく対応させて対応できるのではないかなというふうに思います。今回は特に中身がカラオケ機器のリース代ということでうたっているわけで、やっぱりそこで不公平感が出てくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ改善するなり、修正するなり、追加、自分は同じように扱っていただかないと不公平感が出るのではないかなというふうに思いますけれども、きっとやり取りは変わらないと思いますが、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

続いて、5番目、17か所ということだったのですが、それには学校関係も含まれているのでしょうか。

高橋課長　お答えいたします。今回上げている部分に関しましては、観光施設ということで17か所で設定しております。

小寺委員　これも観光施設に限定しないでも、せっかく17か所、17基設置するわけですから、必要な数、役場内も含めていろんなところに設置するというのももし可能であれば、一気に増やしていくというのも一つの手かなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

村田委員長　暫時休憩します。

(休憩 15:08～15:08)

村田委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

大平課長 お答えいたします。本日追加の部分だけで、いろんな施設所管している課長は今日参加しておりませんので、まずこれについては持ち帰らせていただいて、各施設管理している所管のほうにも一旦振らせていただいて、普通に置いてある接触式でも問題ないのか、こちらのほうがいいのか、その辺も含めて、これにつきましては持ち帰らせていただいて、各課のほうに検討していただいて、どうするか考えたいと思います。

小寺委員 さっきの説明ですとなるべく触らないほうがいいのか、この機器を入れたいということだったので、それだったら、今役場とか議会にもありますけれども、それよりは触れないほうがいいのかであれば、そろえられるうちにいろいろなところに、予算があるうちにそれも踏まえて準備するのも一つなのかなと。観光だけに特化しなくても、必要な場所、必要なところに設置していただきたいなというふうに思いますのと、先ほどの説明だと足で踏むパターンのやつということだったのですけれども、今例えば手をかざすだけでも出るやつもあるみたいですし、値段もピンキリですので、無駄にならないような、いいものというか、高いものという意味ではなくて、使い勝手のいいものを選定して、いいものであればいろいろなところに設置していただきたいなというふうに思いますので、お願いします。今のところは以上です。

村田委員長 休憩入れたいと思います。

(休憩 15:10～15:20)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

阿部委員 まずは、追加として申請を予定している5つの中の3点目の飲食業等事業継続支援事業で今回カラオケのリース代を支援するという事で、これについては僕も12月の定例会の一般質問の中でも、スナックとかでかかる固定費の部分でぜひとも支援ということで、そういった部分考えていただけたのかなとも思います。もう一つ言っていたのが、先ほど課長のほうからも答弁の中にもありましたけれども、家賃がかなり苦労しているということですが、その辺については今後持家と家賃で区別し

づらいところもあるといった、先ほど答弁していましたが、やはりそういったところ厳しいのではないかなと思いますので、その辺今後支援できる部分では支援を考えていただきたいなと思いますけれども、その辺改めてどのようにお考えかお聞きしたいなと思います。

高橋課長 お答えいたします。家賃補助に関しましては、以前からも言われていたとおり、先ほど回答したとおりなのですけれども、国からの家賃支援等々のものもありまして、そちらを受けている方がいらっしゃるということで、あとは先ほど言ったように持家とそうではない方ということで、スナック等々を見ても半々ぐらいの割合、もしくは持家のほうが多いぐらいの状況だということは確認しております。それらにつきましても今後どういう形でできるかというのは検討していきたいなとは思っております。

阿部委員 スナックの中でも持家と家賃でというのが半々ぐらい、持家の方のほうが多いということでしたらなおさら、国の三次補正がどのぐらいの額が入ってくるか分からないですけれども、国の支援制度ありますけれども、さらにそれに上乗せできるような形でぜひ考えていただきたいなと思います。家賃の部分については、今後も考えていただきたいなと思います。もう一つは、飲食に関わる業種、例えば飲食店でしたら酒屋さんなんかはかなり厳しいのかなとも思いますけれども、そういった関連する業種に対しての支援というものは考えていたのかどうなのか、まずお聞きしたいなと思います。

高橋課長 お答えいたします。そちらにつきましても以前からご意見いただいていたところではありますが、入っている酒屋自体も各店によって何件も持っていたりとかそれぞれありまして、その辺が1件で何件も持つとか、いろいろと持分というか、分けがあるみたいなので、その辺もきっちり調べた上でないとその辺の支援というのはちょっと無理なのかなとは今思っております。ただ、今後については検討していきたいなとは思っております。

阿部委員 今後については検討していただけるのかなとも思いますけれども、コロナが長引く中でかなり影響を受けている業種はあると思いますので、

どこか1か所にであったり、広くするというのはなかなか行政だけでは判断しづらいところも確かにあるのかもしれないですけども、一つの目安として国のほうでありました持続化給付金、法人200万で個人100万、これの申請については国のほうにしますので、たしか町のほうもどういった業種が申請していたのかというのも分かっているのかなと思いますが、その辺町のほうとして持続化給付金の申請件数であったり、どういった業種が申請したのかというのをまず押さえているのかどうか、その辺お聞きしたいなと思います。

高橋課長 お答えいたします。うちを通して上げているわけではないので、正確な数字自体がうちのほうではつかめていないという現状です。

阿部委員 これは商工会にも聞いたことなのですけども、商工会のほうでも実際の数字を把握していないのだということで、事業所さんが独自でやられたところは行政も通さず、商工会も通らずやっているところもあるのかなと思いますけれども、こういった持続化給付金を申請したところはこういった業種が申請しているのかによって、当然コロナによって影響を受けていれば申請をしているわけですから、そういったのも一つ目安にさせていただきたいと思いますが、その辺町のほうとしてはそういったのを調べることができないのかどうなのか、その辺も教えていただきたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。国のほうでそういう情報を市町村のほうにいただけるかどうかというところから聞いていかなければいけないのかなと思っております。先ほども言っていたとおり、商工会自体でも商工会の会員さんで受け付けた人については分かっているのですけれども、それ以外については基本的には個人で申請ということになっておりまして、役場のほうにも相談すら来ないような状況なので、国のほうに確認してみたいと思います。

阿部委員 ぜひ確認していただいて、回答が得られれば、こういった業種が本当に影響を受けたのかというのも分かるのかなと思います。もう少し続けさ

せていただきます。国の三次補正が今後どのような額で入ってくるかということで、一次、二次でやった部分というのは町民に対しての感染防止対策であったり経済対策といった、まず町民であったり民間の事業所さんに対してやった部分が多かったのですけれども、一つ今後考えていただきたいのが、コロナ禍の中で行政も大変だとは思っているのです。いろいろな申請であったり、今までの業務プラスコロナ対策というのがありますので、この1年の中で、例えば働き方改革と言うとちょっとあれですけども、テレワークとか、そこまではなかなか難しいのかもしれないですけども、何かコロナ禍の中での行政としての業務の効率化などは図ったところがあったのかどうなのか、その辺まずお聞きしたいなと思います。

敦賀課長

お答えいたします。今の質問は、こういうコロナ禍の中で行政で事務の効率化とか図ったのかというご質問かと思えますけれども、今現状といたしましては役場庁舎自体、密集という部分では、例えばこういうようなパーティションを机の間に設置をしたり、手指消毒用のそういうものを各階に置いたり、換気をするということで基本的には対策講じているという部分で、特段そういうような、例えば業務を時差出勤、そういうことをしたりとかということまでの対策というのは基本的にはまだしている状況ではないということでございます。追加でよろしいですか、あと役場内というよりは、他市町村とかとのやり取りという部分の中ではリモート会議的なものは実施はしているということでございます。

阿部委員

役場庁舎内の業務の中では特段という感じなのかなと。感染防止対策をまずしっかりして行っているのが現状だと思います。僕が言いたかったのは、地方創生臨時交付金ですので、名前のとおりコロナ禍における地方創生というのはちょっと難しい言葉にもなるのかもしれないですけども、そういったのも考えながらこの交付金というのを活用していくべきなのかなと思います。地方創生の一つにICTの活用という部分が多分あると思うのです。光ファイバーの導入とかでそういったものにつなげるというのは、民間の部分ではそういうものはあるのかもしれないですけども、行政の中でもコロナ禍においてはそういったICTの活用などをして、例えば国のほうでどういうことをしてくれるのか分からな

いですが、昨年の5月、1人10万円の給付をしたときに、そういったものももっともっとICTなどを活用して効率化させていく。それをすることによって職員を密にしないとか、一つの例ですが、そういった取組をしている、コロナ禍における行政の業務の効率化をしている自治体も当然あるとは思いますが、三次補正の部分でぜひともそういった部分も取り組んでいただければなと思いますけれども、その辺改めてどういった考えでいるのかお聞きしたいなと思います。

敦賀課長

お答えいたします。コロナ禍にあつて役場の行政の事務自体もテレワーク等の活用など、ICT化も図っていくべきではというようなご質問だと思うのですが、現在役場の業務に関しましてはLGWANという専用回線というのを使っておりまして、通常のインターネット回線ではなく、行政同士が直接つながるような、国や道だとか、あと地方公共団体とつながる専用線を使っているものですから、それを例えば家でインターネット使って個人情報とか扱う事務をやるというのは今現状としては難しい状況でございます。ただ、こういうのがどんどん進んでいけば、国のほうでもいろんな考えが示されてくるとは思いますので、そういう国や道の動向を注視しながら、できるような状況になってくればそういうことも考えていきたいなというふうには考えております。

阿部委員

LGWAN回線ということで、通常のインターネットとは違う部分もあると思いますけれども、ただLGWAN回線を使った例えばチャットツールであったり、それを使うことによって決裁を、直接持って行ってということではなくて、その中で済ますことによって接触を減らすだとか、そういったこともしているところもあるのかな、またそういったのを提供している民間の事業者さんもあると思いますので、どれがこの町にとって、羽幌町役場にとってふさわしいのかどうか、僕自身も行政の人間ではないので分からないところもありますけれども、ぜひともそういったのを活用していただきながら、行政の業務効率化であったり、ICTの推進というものを今後ぜひ考えていただきたいと思います。答弁はいです。

工藤委員 それでは、ちょっと質問します。コロナになってもう1年になります。いろいろな業種において厳しいところがたくさんだと思います。私も商売やっていますから、厳しさは実感しております。何せ会合がない、人と会ってやることがないということで、出かけることがなくなって、私の売っている商品でいえば、新しい服は要らないのだということでお客さんも言うております。大変厳しい状況であることは事実であります。だからといって、手をこまねいているわけにもいかないというのが商売をやっている方々の実情だと思います。今後また三次補正もあって、国からも地方で使えるお金が来るのだと思いますけれども、そういうときにぜひともプレミアム商品券を実施していただいて、町へ人が出て買物をするという、そういうきっかけづくりをぜひともやっていただければ助かるなというのは商売をやっている身としては特に思います。何度もこの件については僕も過去に話しておりますけれども、プレミアム商品券は例えばプレミアム率30%でいくと1万円の商品券を買うと1万3,000円、商品に使えます。そういうふうになりますと、例えばプレミアム分の金額、これは1万円分を5,000組用意した場合には1,500万円、プレミアム分あります。これが町の支出になって、実際に町民からは5,000万円のお金をいただいて、そして町から支出した1,500万と町民からいただいた5,000万プラスして、換金のときにそれを充てると、そういう仕組みになると思います。そんなことで、町からの支出が1,500万であって、そして6,500万円町民は使える。そして、町内に6,500万円が行き渡ることによって経済も商売やっている人は助かると思います。これは商品券の額以上にお客さんは物を買いますから、6,500万だけれども、絶対それ以上に町にお金が流れますので、その辺のこともよく考えた上で、町の経済のためになるような事業を今後やっていただきたいと思います。その件については、考える検討に上げることはできるでしょうか。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:37～15:38)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を戻します。

大平課長 取りあえず全体的な取りまとめをしている担当としての答弁となりますけれども、先ほど逢坂委員のほうからもご要望もいただいておりますし、工藤委員からの今回のご要望につきましてもまずは全体的な部分を考える上で、そういうご意見もあったということでまずは持ち帰らせていただきたいというふうに考えております。

工藤委員 ぜひとも検討の材料にのせていただくように私からもお願いしておきます。以上です。

逢坂委員 すみません、先ほど小寺委員の関連で質問すればよかったのですが、ちょっと逃してしまったので、その関連で。今回の事業の中の3番目、カラオケ機器リースの一部支援、これにつきましてカラオケというのは、私の考えというか、今までのコロナの発生状況、全道、全国を見ていると内容は把握しているつもりでいるのですが、今回羽幌町は機器リースの一部を支援するということですが、これまでカラオケによるクラスターが全国各地で発生しているのは町のほうも御存じかなと思います。ほとんどカラオケバーとかスナック、専門のカラオケなのかどうか分かりませんが、私の考えとしてはこの機器リースに対する支援ということは、国でも言っていますけれども、クラスターの発生源、この支援は何か逆行するような形になるのかなと心配はしているのですが、その辺の町の考え方はどういうふうな考えでこの機器の支援になった。新聞とか、そういうのを見たときに一般町民の方は、カラオケで結構クラスターが起きているのに羽幌町はこの機器に対して何で助成10万円もするのですかと、私そこをちょっと心配しているのです。ですから、そういうことが19事業所に対して今まで10万ずつでも町として別な形で支援してきたから、今回はカラオケ機器と限定していますよね。これは私としては、たまたま羽幌町は起きていませんけれども、全道、全国見ても確率が高い。3密状態にならない、飛沫を起こさないという、今現在そう言われている中でカラオケに対する支援というのはいかななものかなというふうに、急に言われて、先ほども小寺委員のほうから、前もって分かればもっともったいい案も出したいのですが、なかなか出せないのですが、別な案は持っています。町としてこの支援についてどういうふうに検討されて、どういうふうに決めたのか、簡単で

いいので、ちょっと教えていただきたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。まず、1つとして、町としてカラオケを推奨しているわけではなく、あくまでも飲食店等の継続支援ということで、今客足が途絶えている中で、特に下町関連に関しましては客足が途絶えていると。ただ、それに対しても、売上げがない中で固定費であるカラオケリース料というのは毎月何がしかの金額がかかっているということで、前々からご相談は受けておりました。ただ、先ほど言ったように、家賃もそうですけれども、カラオケもそうですけれども、店によって入れている機械も違ってばらばらな状態であるということもあったので、その辺についてはちょっと検討させてくださいということで今まで検討していた経緯がございます。逢坂委員言うように、それを選んだという部分では、特に下町関連に関しましてまだコロナのこの状況下で客足が途絶えているということで、年末支援金をお支払いしているのですけれども、それでも年末年始にかけても客足戻る傾向がないという部分もあって、それで何か共通的な経費という部分で一部支援できないかということで、今回カラオケリース代ということで支援をとということで考えた結果でございます。

駒井町長 補足させていただきます。逢坂委員がおっしゃるとおりでございます、とんでもない話だというふうに私も思います。逆に見ますと、使ってもらったら困るカラオケの機械のリース代のちょっとですけれども、支援いたしますので、使わないで営業していただきたいというふうに捉えていただければ丸く収まるのかなというふうに思いましたので、ご理解いただきたいと思います。

逢坂委員 そうすると、町長の答弁だと、できるだけカラオケを使用しないでほしいと、お店のほうからお客さんにそれを言うのは、例えばお客さん来て、私としてはちょっと失礼に当たるし、そういう規制するものでもないかと、町長の考えは違うかなという部分も実は私としては思っています、個人的に。だから、この趣旨としてカラオケ機械リースのためのお金、支援ですから、それを使う、使わないは別として、お客さんが使用するかしないとかというのは全く別な話であって、固定費だと思うのです、

借りている月の。その部分についての支援だと私は取っていますので、その部分でいくと町長さんの答えている部分についてはちょっと違うかなというふうに自分は思います。それで、今課長の答弁では、カラオケの機器のリースしかないなというふうな私の捉え方なのですけれども、支援は今までしてきたので、今これから支援するとなるとカラオケ機器に特定してやるのかなというふうに私は捉えているので、カラオケは今逆行しているのではないかということなのですよ、僕は。カラオケをやらせるという意味でなくて、3密も防ぐ、飛沫も防ぐ、今は大事な時期なのですよ、都会でいうと。都会でこんなこと言ったら大変なことになります。私はそう思います。都会でカラオケリースに助成するなんて言ったら、議会なんか紛糾しますよ、絶対。たまたま羽幌町は出ていないから、今まで支援もしてきた。だけれども、何かないかなと探したらカラオケリースの機器ならいいだろうというふうに私は取っているのです。ですから、先ほど財務課長、大平課長も言っていたけれども、組替えは可能だと、1日あればできると言いましたよね。これは間違いないですよ。だから、こういうものが例えば新聞に載って、一般町民が見たときに、何でカラオケ機械に。今はカラオケで本当にクラスターになっている現実があるわけでしょう。だから、そういう知見の中で皆さんはもう知っているわけですよ、一般町民でさえ広く。それが羽幌町は190万もかけて支援するのだから、誰が見てもそれはおかしくないかと普通言いませんか、考えませんか。私は思いますよ、絶対。ですから、言っているのです。

ですから、例えばこれは一つの例として、前回、町長さんもよく御存じだと思ってくれるけれども、子育て、子供が生まれる問題についていろんなことで、母子手帳をいつまでもらったらどうこうという話もあって、子育て支援もしました。コロナもずっと続いていて、今産もうとされている方々、本当に大変な目に遭って病院に通っているのです。通った病院がコロナの感染病院になって、病院を移ったとか、いろんなことを聞くのです。羽幌町で産まれてくる方は本当に僅かな方なのですけれども、該当者は。そういう方の支援のほうがカラオケ機器の支援より、例えばの話で今例として言っている。そういうふうに振り分けたほうが、190万もあれば十分間に合うと思うのですよね、1人10万円。そういう予算の組替えみたいなのを、先ほど大平課長が言ったので、できませんか。やったほうが私

はいいと思います。どうですか、町長。

駒井町長

担当課からそういう形が出てきましたので、このたびは先ほど申しましたようにカラオケをやってほしいから出すのではなくて、カラオケを使わないでほしいという気持ちを込めて、そのための助成ということで、飲食店のほうも経営が忘年会あるいは新年会等がほとんど開かれていない状況の中で、何とか形にできるものがあればということで考えたものですので、このたびはこれを了承いただければというふうに考えております。また、三次の中で子育てのお産ですか、そういった部分でもどういことができるのか十二分に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

逢坂委員

ただいま町長のほうから三次のほうでもそういう手当てはしていただけるというふうに私は解釈しまして、でもカラオケ機器に対する支援、これは私はやめたほうがいいと思います。支援するのであれば、飲食店困っているということですから、カラオケで困っているわけでもないのですよ、絶対。だから、飲食業が困っているのであれば、金額5万でもいいですから、やればいいです。困っているのですから、実際。一律10万とかとこだわるからおかしくなる話であって、5万円でもいただければ飲食業だって少しは足しになる。そういう案も必要でないか。カラオケ機器に対して私はおかしくないかということを行っているので、この辺は組替え、本当に短い期間で先ほどからほかの委員も言っていますけれども、なかなか組替えというのは出されてすぐ組替えできない。道へも提出しなければならない。だから、早く出してくれと先ほど小寺委員は言ってくれたと思うのですけれども、ですからそういう意見も出てくるのですよ、私みたい意見が。これは私の希望ですから、こうすれとかでなくて、このカラオケは逆行しているのでないかということも私はきちっと言っておきます。そういう意味で、今日28日で29日と日にちがもうないですけれども、もしできるものであれば飲食店への支援であれば5万円でもいいですからやってあげれば、またそこで減収分を少しでも、カラオケだけでなくいいと思うのですけれども、その辺はあと考え方はお任せします。

村田委員長 答弁もらいますか、今の。

逢坂委員 一応答弁だけはもらって、終わります。

村田委員長 今の組替えに関してできるか、できないか、その答弁だけ願います。(答弁ない。の声) 答弁ないのですか。

平山副委員長 今のやり取り聞いていて、何点か変だなと思ったところありました。逢坂委員の言っているカラオケのものに対しては逆行するのではないかと、それも一つの意見だと思うけれども、先ほど行政の説明した部分、そういうことによってお客さんが入らないから、固定料がかかっているから、その辺の費用負担をとという意味合いで説明があったと思うのです。まず変だなと思うのは、固定費、家賃の部分もありますよね、なぜそこでカラオケのリース代と家賃と分けた考えにするのか。固定費はあくまでも固定費でないか、その中で考えるべきだと思います。それと、先ほど補足で町長がおっしゃいました。飲食店業者にカラオケを使わせないでほしいという意味合いもありますと言いましたよね。(そういう意味ではない。の声) 私はそういうふうには受け止めたのです。それだったらちょっと問題あるのではないかなと私は思うのですが、今の私の言い方、受け止め方が間違っているというのなら、町長のほう。

駒井町長 逢坂委員が言うように、国ではカラオケが原因だというふうに言われておりますから、当然お店としてもそういったことで推奨してやってくださいと言われたいだろうという意味で申し上げたので、それであればカラオケが減るだろうから、そういうためにはカラオケの補助も必要かなということをつくったのかなという話を申し上げたのです。

平山副委員長 今町長は、お店のほうでカラオケが原因で感染が広がっているから、それでお店のほうにはなるべくその辺を推奨してほしくないという意味合いで言っているのですよね、違いますか。

駒井町長 現実的に飲食を伴うとマスクを外すだろうということです、言われているのは。当然カラオケについても歌を歌うときにマスクを外して歌うで

しょうと。ですから、そういったところは換気扇等を回すだとか、そういうふうにしてくださいと言われていていますから、お客さんとしても歌う回数も減ってくるだろうということもあるのでないかということで申し上げたのです。

平山副委員長 ちょっと私ぴんとかないのですけれども、確かにマスクを外して歌を歌ったり話したら感染が広がる原因の一つだというのは、お店の方も知っていると思いますけれども、飲食店の人たち、お客さんがカラオケ歌うと言ったら、私拒否はしていないと思うのです。だから、カラオケリース代に対して援助しますという理由が担当課と町長の言っている意味がちよつとずれているのでないかと私は受け止めたのです。それと、先ほど言った固定費も一緒にしたほうがいいのでないか。答弁下さい。

高橋課長 固定費の部分でいいますと、先ほど家賃の関係でちらつと答弁させていただいたのですけれども、家賃に関してはかかっているところとかかかっていないところというところで、先ほど言ったのが下町見ても半々、もしくは持家のほうが多いというのはその部分で、それと一緒にという、それぞれ考えた上で、数的にはカラオケが入っている部分が多かったという部分で、分かりやすい部分でカラオケリース機器の一部ということで固定費の計算の算定の中に入れさせていただきました。家賃に関しては、先ほど言ったように家賃プラスカラオケというところもありますけれども、持家プラスカラオケというところもあって、その辺で分かりやすい部分でいくとカラオケのリース料ということで統一したほうが分かりやすいのかなということで、カラオケリースの一部ということで今回上げさせていただいております。

平山副委員長 いろいろ今説明されていますけれども、理解するのに私はううむと思えますけれども、ここまで行政のほうも出してくれていますので、カラオケリース代に関しては逢坂委員がおっしゃったように、町民の方の誤解を招くような説明の仕方というのかな、しないでほしい。取りようによっては、先ほど逢坂委員が言ったように、何で今どきカラオケによってコロナの感染が広がっているのに、これならカラオケ推奨しているのではないか、助けているのではないかという意味合いにも私は取られかねないと

思います。私は決してそういうふうには取っていませんけれども、町民の方はいろんな人おりますので、誤解のないような表現で報道してください。その辺お願いします。

村田委員長 答弁はいただきますか。

平山副委員長 お願いします。当然していただけると私は思いますが。

高橋課長 お答えいたします。この支援金の金額に関してはこの額でいきたいなどは思っていますけれども、中身的に少し分かりやすいような状況にちょっと検討していきたいなと思います。

小寺委員 関連でお伺いします。町長は、先ほどの発言ではカラオケを歌わせないために補助を出すという言葉が話されているはずですが、そういう意味ではないということではなくて、議事録上は、自分はそういうふう聞いたので、それが前提となると、先ほどのカラオケを町として歌わせないということになれば、飲食店だけではなくて、さっきの、自分は引き下がったのですけれども、カラオケのお店でも、町としてカラオケを歌わせないということをここで言っているわけです。そしたら、カラオケを歌わせないのが前提で補助するのでしょうかということになるので、課長はそんなことは言っていないです。ただ、町長はカラオケを歌わせないために補助するのですということが残っているはずなので、羽幌町として羽幌町内ではカラオケはさせないのだというふうな発信になってしまいます。それは受け取り方とかの問題ではなくて、発言としてありました。

駒井町長 発言として羽幌町が飲食店でカラオケを歌わせないといった発言があったように取られましたので、もしそうであれば、それを大変申し訳ございませんが、撤回させていただきますので、このコロナ禍では当然カラオケは歌いづらいたらうということで申し上げたので、ご理解をいただきたいと思います。

小寺委員 総務課長でもいいのですけれども、そういう発言があったかのようなと

いう今町長の発言でしたけれども、聞かれた皆さんは、そう言いましたよね、それ言っていないかのように修正ってできないので、言ったのをどう訂正するのですか、それを削除するのですか。その辺しっかり、削除するなら削除するで、何をどういうふうに削除するかというのをしてもらわないと、この補助の根幹ですよ、と思うのですけれども、そこもう一回話してもらわないと、課長の説明と町長の今回のものについて全然違う用途というか、になってしまうのではないかなと心配しているのです。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 16:02～16:13)

村田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を戻します。
まず、皆さんにお諮りしたいと思います。事後承認で、4時過ぎてしまいましたが、このまま延長したいと思います。よろしいですか。(異議なし。の声) それでは、戻りまして、町長の答弁から再開したいと思います。

駒井町長 誤解の部分が分かりましたので、もう一度訂正をさせていただきたいと思います。私がカラオケを歌わせないと言ったことで、その部分は否定しているのだろうと、町としてということでございましたので、どこが行き違ったのかなと思って今聞いてみましたところ、逢坂委員からクラスターの原因になっているものにどうして補助を出すのだというようなこと言われたので、私は個人として、あるいはお客さんとして、町民としてもそういうことにお金を使わせたくないだろう、あるいは使いたくないだろうという意味で歌わせないといった言葉を使ったところでございましたが、そのところを全体として町として歌わせないというふうにとられたのかなというふうに思っておりましたので、そういうことでそのところ行き違いがあったのかなというふうに思いますので、もう一度そのところの意思として、個人として歌ってほしくない。町としてでなくて、個人として例えば歌ってほしくないだとか、歌わせたくないだとか、そういうふうにしてカラオケの歌う機会、回数が減るだろ

うという意味で申し上げたので、そこのところをご理解をいただきたい
と思いますし、課長としてはそういった部分の固定費を補助したいとい
う考えで申し上げたところでございます。ご理解いただいたでしょうか。

小寺委員 ここでは町長は個人としての意見を言う場ではなくて、町長としての発
言をしていただきたいわけです。今までも個人と町長として分けて発言
しているわけではなくて、町長ご自身が話すことは全て町長としての発
言になるのです。ですので、それは先ほどは個人の意見だとか、そうい
うことにはならないと思うのです。町長としての意見は何なのですか、
カラオケは歌ってほしくない、歌わせない、そのために補助金を出す
というのは町長としての意見としてはいかがでしょうか。

駒井町長 町長としては、個人的な遊興といえますか、そういう楽しみの部分につ
いて歌わせないだとか、歌ってほしくないだとかというふうには思っ
ておりません。ただ、逢坂委員が言いましたように、クラスターの原因と
して私個人であればそういうふうと思うだろうというふうには思っ
ております。

小寺委員 全く理解できません。個人では歌ってほしくない、個人って誰ですか。
駒井町長は町長であって、特にこれは議会の場で、全く理解できません。
本当に理解できません。でも、その発言は、個人だとしても、カラオケ
を歌う人、カラオケ設備を入れている人を差別するような発言、特にカ
ラオケの機械を入れているところ、歌っている人を止めさせるような発
言になってくるのではないかなと思います。歌っている人が見たら、町
長が歌ってはいけないと言っていたよと、何で歌うのと、そういうふう
に取られかねませんよ。個人と町長の発言を分けて言うのはやめてほし
いのです。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 16:17～16:24)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

駒井町長 それでは、度々で申し訳ございませんが、先ほどの逢坂委員への答弁の中でカラオケをしてほしくないという表現で答弁しましたが、その趣旨としましては、このコロナ禍で飲食店の出入りが少なくなる中、当然カラオケをする方も少なくなるということで、固定費としては歌う、歌わないにかかわらず経費がかかってしまうので、飲食店に対する支援の一部として実施をしたいと考えた事業でございますので、そういうことでご理解をいただき、訂正させていただきたいと思っております。

小寺委員 それでは、町長としてカラオケを歌ってほしくない、歌わせないための補助ということは取り消すということですか、修正するということは。

駒井町長 私はそういうつもりで言ったつもりではなかったもので、そういうふうにしていただきたいと思います。

小寺委員 言葉一つ一つをそういう意味で捉えてほしくないだとか、そういう意味ではないとかということが町長の意図しないところで発言として残ってしまうので、本当に大事に話していただきたいなというふうに思います。それと、今のも出たので、コロナ関連で1つお伺いしたいのですけれども、これも1月6日の町での訓示の件です。新聞の報道でしか私も把握していないのですけれども、町長の発言として、コロナ対策への意識喚起を促し、その中での発言で、役場から出したのでは恥ずかしいだけでは済まない。これは、恥ずかしいだけで済まないということは、役場職員とは限らないかもしれないですけれども、コロナになった人に対してあくまでも恥ずかしいと、町の職員に対しては恥ずかしいだけでは済まないのだということは、コロナになることは恥ずかしいということを前提に話されているのです。それで、それは私も聞いていないので、新聞報道でのをそのまま使いました。その後、住民生活に大きな穴が空く、十分に気をつけてほしい。それは当たり前なこと、気をつけてほしいとは思いますが、ただそれは私だけではなくて、町民の方がその記事を読んで、コロナにかかることは恥ずかしいことなのかと、それが町長の発言としてあること自体が今後コロナにかかる人、今までかかっ

た方に対してとても差別的な扱いである発言ではないかなと。そして、今月の22日に振興局長、留萌市長、あと留萌町村会長が連名で、留萌管内に住む皆様へのお願いということで改めて、誰もが感染する可能性があることから、差別や偏見を持つことなく思いやりを持った行動を取っていただくようお願いしているわけです。にもかかわらず、羽幌の羽幌町長はコロナにかかると恥ずかしいという認識でこの発言だと取られかねないのですが、町長の中でコロナにかかるのは恥ずかしいことなのか、そこをまず確認をして、答弁をしていただきたいのですが。

駒井町長　　まず、コロナにかかることは、病気でございますので、恥ずかしいことではございませんし、その発言につきましては、恥ずかしいと申し上げましたのは、玄関を入り口と出口に分けたり、いろいろ工夫している中で万が一そういうことになったら全体として、本人、個人を攻撃する、そういうつもりはございませんでしたが、誤った使い方をしたかもしれませんが、全体として町の事業も滞る。当然仕方がないことでございますけれども、そういった意味で使ったつもりでございましたが、大変申し訳なく思っております。

小寺委員　　恥ずかしいという言葉を使うだけでも、本当に町民も含めてコロナに係った人、これからかかるであろう人に差別や偏見のもとになる、本当に大きな町長としての発言だと思うので、きちんと何らかの形で町民に謝罪なり修正なりを、言ったことは確かなわけですから、そして先ほどのカラオケの話もそうですけれども、カラオケ機材を置く店でも一生懸命対策を取っているのです。にもかかわらず、今の役場の中でいろんな対策をしていて、なったら恥ずかしいと。そうすると、みんな対策している人が報われないのです。一生懸命やっても出てしまうことを羽幌町のトップの町長が恥ずかしいという認識であること自体自分は本当に納得いきません。本当に言葉に対しては、自分も得意なほうではないのですけれども、丁寧に言葉を選んで使ってほしいなというふうなお願いをして、終わりたいと思います。以上です。

村田委員長　　ほかにどうですか。(なし。の声) なければ、2番目のその他があるのですけれども、進んでよろしいですか。(はい。の声) それでは、2番目の

その他なのですが、鈴木健康支援課長のほうより説明をお願いいたします。

2 その他

説明員 鈴木健康支援課長、土清水健康支援課保健係長

鈴木課長 16:31～16:32

それでは、その他ということで、貴重なお時間をお借りいたしまして、新型コロナワクチンの接種体制の構築という部分で健康支援課のほうで準備を進めておりますので、現段階での部分でありますけれども、ご説明をさせていただきたいと思っております。それと、接種に関わる予算につきましては国からの補助、国庫補助で10分の10の補助でありますけれども、それについても現状まだなかなか確定的なものが出てきていないという状況ではあるのですけれども、今後そういう中でも体制は整えておいてほしいというような部分で入ってきている部分がございますので、補正対応ですとか、そういう部分で動きが出てくることをまずもってご承知おきをいただければというふうに思います。

それでは、資料に基づきましての説明につきましては担当の土清水係長のほうからさせていただきます。よろしくお願いいたします。

土清水係長 16:32～16:42

資料に基づきまして説明させていただきます。羽幌町新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築についてということでありまして、連日報道されておりますが、ワクチン接種の概要につきまして現状当町が把握している情報と今後の進め方を説明いたします。大きく4点に分けて説明いたします。まずは全体の概要について、2つ目にワクチン等について、3つ目に接種順位について、最後に市町村の準備する主な事項についてとなります。

では、まず全体の概要について説明いたします。右下にページ番号を書いております。下に行きまして、ページ2を御覧願います。接種の実施につきましては、国の指示の下、都道府県の協力によりまして市町村において予防接種を実施いたします。接種の時期でございますが、現状では未定となりまして、ワクチンやワクチン接種に係る物品は国から直接納入されることになっておりまして、納入次第迅速に対応できるよう、各市町村では可能な限りの準備を進めておくようにということを指示を受けている段階でございます。現在分かっている情報では、ワクチン保管用の冷凍庫が羽幌町へ一応3月中に国から納入されるという予定になっておりますが、ほかの情報をちょっと考えましてもずれ込むことも予想されております。次に、接種の場所でございますが、原則住民票所在

地の市町村で接種を受けることになり、市町村は住民向けの接種体制を構築することとされており。次のページをめくっていただきまして、ページ3であります。ワクチンの接種会場であります。医療機関、または市町村が設ける会場、いずれでも実施が可能とされておりまして、接種の方法であります。ワクチンはバイアルという注射剤を入れる容器に封入されて納品となりまして、ワクチン1バイアルが複数回分として供給されることから、接種会場ごとの接種人数を可能な限り多くすることとされており。接種の周知についてですが、当該市町村におけるワクチン接種対象者に対しまして接種券を発行し、対象者に送付するといった流れになっております。

続きまして、4ページ、ワクチン等についてであります。国では全国民分の数量の確保を図るため、企業との交渉、研究開発支援を実施しており、昨年末時点でこれまで合計2億9,000万回分の供給について合意を得ているとのこと。保管の方法であります。先ほども少し触れましたが、国から送られてきましたワクチンの接種施設での保管用としてマイナス75度のディープフリーザーを3,000台、マイナス20度のディープフリーザーを7500台を各自治体の人口を基に公平に割当てられるとのこと。羽幌町の割当て台数は、人口5万人以下という枠で1台が割り当てられる予定でございます。あとは、医療機関での保管用としてワクチンの保冷ボックス用のドライアイスですとか、そのようなものを国で一括で調達、医療機関に供給される予定ということになっております。

次のページをめくっていただきまして、ページ5、国から示されております接種順位の大きなイメージでございます。重症化リスク等の大きさを考えまして、まずは医療従事者等への接種、次が来年度に65歳以上に達する高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する方、そして高齢者施設等の従事者へ接種をできるようにし、その後それ以外の方ということになります。ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種をできるような配分になるとのこと。昨日、今日の報道でもありましたが、高齢者への接種は早くても4月1日以降から開始というふうになっているということで、日々新たな情報が入ってきている状況でございます。

下に行きまして、ページ6、市町村の準備する主な事項について説明いたします。まずは、予算の確保であります。先ほど課長からの説明でもありましたが、本事業は国庫補助、上限額は示される予定であります。10分の10補助で実施されます。当町におきましても、今後補正予算で対応させていただきたいと考えております。人材体制の整備につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種業務の準備、運営に当たっては平時の業務量を大幅に上回る業務が見込まれるため、健康支援課を中心に協力体制を確保しまして、必要物資の確保、リストアップ、調達の準備等を進めてまいります。印刷と郵送につきましては、接種の案内、個別通知及び予診票などの郵送準備を進めてまいります。相談体制の確保として、町民への適切な情報提供や広報を行ってまいります。

種予約受付の体制を整備してまいります。次、ページめくっていただきまして、ページ7、接種実施体制の調整と確保であります。委託先医療機関、接種会場を確保しまして、特殊な物品の準備も行ってまいります。医療関係団体等と連携いたしまして、接種の実施体制の構築の調整及び検討を行います。医療機関の診療体制やワクチンを接種可能な人数を把握しまして、必要に応じ調整いたします。ワクチンの接種の実施、接種費用の支払いに係る委託契約も進めてまいります。冷凍庫、いわゆるディープフリーザーの設置場所を選定しまして、接種会場別のワクチン分配量を調整、決定していくという流れになっております。以上が国から示されております新型コロナウイルスワクチン接種に係る現段階で当町が把握しております、各自治体が接種体制を確保すべく準備段階に入っているという現況でございます。次に、下に行きまして、ページ8からでございますが、これまでに道立羽幌病院、あと加藤病院、消防署と個別に数回にわたり協議を重ねてまいりまして、昨日一堂に集まりまして接種に係る打合せ会議を開催いたしました。その内容を踏まえましてご説明申し上げます。まずは、接種会場であります、3つの条件が同時に重なる場、いわゆる3密を回避することに留意しなくてはならないということがあることから、広いスペースを保有している町有施設での接種が望ましいとのご意見を道立病院の副院長と加藤病院の院長からいただきまして、町で接種会場を確保して集団接種を行う方向としております。接種期間が長期にわたる可能性があるため、緊急時の避難場所等に指定されていないこと、あと公共施設を接種会場に指定することによりまして通常利用を希望する町民への影響を最小限に抑えなくてはならないこと、あと週に数回の接種日を設けるため、関係機関の会場設営の準備や撤去作業の労力を省くことなどを鑑みまして、現在社協事務所が入っております建物の勤労青少年ホームに併設されております大レクホール、いわゆる旧町体育館を常設の接種会場とすることで検討しまして、老朽化している施設ではありますが、接種体制に影響が出ないような配慮を施して、医療機関の方々のご理解も得た上で実施に向けた協議を進めております。今後決定次第、診療所開設の届出を北海道に提出したいと考えております。なお、離島地区の接種体制でございますが、現在振興局、保健所と調整中でございます。次のページをめくっていただきまして、最後のページ9、接種体制でございます。対象者は、報道では16歳以上と言われておりますが、その情報でいきますと羽幌町では令和2年12月末現在で約6,000人でございます。接種人数を可能な限り多くしなくてはならないとした上で、万が一被接種者に副反応が起こった際の応急対応が可能な体制を整えまして、道立羽幌病院、加藤病院、北留萌消防組合の消防署の協力を得て進めてまいります。現在の案ですが、週2から3回で、時間帯は午後からの接種、1日当たり接種者を250名程度で進めていければいいのではないかとという道立病院副院長の見解でございます。1人につき2回接種となるワクチンのため、国から届くワクチンの種類にもよりますが、全対象者が接種ということになれば、開始から最低でも3から4か月以上かかると想定し

ております。

以上、現段階での新型コロナウイルスワクチン接種体制の概要となりまして、今後町民の方々の関心が増えてくることが想定されますので、万全な接種体制を整え、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

村田委員長

今係長から説明がありました。

質問等を受け付けます。ある方。

－ 2 の主な協議内容等（質疑） － 16:42～16:44

磯野委員 接種体制の1人2回接種ということなのですが、これスパンはどのぐらいなのか。

鈴木課長 例えばですけれども、一番早いのではないかとされているファイザー社のものと3週間空けると、それ以外は大体4週間というふうに言われておりますので、届くワクチンによってそのスパンがちょっと変わるというような状況であります。

磯野委員 ということは、全対象者が全て終わるとするのは、これは2回接種して全て終わるのに3か月から4か月というふうな理解でいいのでしょうか。

鈴木課長 そのとおりです。でありますので、1回目の途中で最初のほうに打った方が2回目入るといようなケースも考えられますので、その点ちょっと調整必要になるかと思えますけれども、2回の接種を想定して三、四か月ほどかかるのではないかとこのように想定しております。

村田委員長 ほかにありますか。(なし。の声) なければ、これで終了してよろしいですか。(はい。の声) それでは、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終了いたします。長い間ご苦労さまでした。